2026年11月12日

各　位

会　　社　　名　SEIMA ホールディングス株式会社
代　表　者　名　代表取締役社長　　植杉　泰久
（コード番号　3306　東証スタンダード）
問　合　せ　先　取締役　　折本　和也
電　話　番　号　078-332-8251

第99期（2027年３月期）半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日付「調査委員会の設置、並びに2027年3月期第２四半期決算発表の延期、及び半期報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の２第１項に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することを検討しておりましたが、本日開催の取締役会において、当該延長申請書を北陸財務局へ提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．対象となる半期報告書
第99期（2027年３月期）半期報告書
（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

２．延長前の提出期限
2026年11月16日

３．延長が承認された場合の提出期限
提出期限後29日間（延長後の提出期限2026年12月15日）

４．提出期限の延長を必要とする理由
当社は、2026年11月10日付「調査委員会の設置、並びに2027年3月期第２四半期決算発表の延期、及び半期報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の 2027 年３月期の半期報告書に係るレビュー手続の過程において、監査法人アリアより追加的な確認及び検証が必要であるとの指摘を受けております。
具体的には、2026 年８月６日及び 2026 年８月 18 日に公表いたしました、株式会社 Food Operation Japan（以下、「FOJ社」といいます。）の株式取得（以下「本件」といいます。）に関連して、本件における投資判断及び取得価額の合理性、取引の経緯、資金移動、並びに各種デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた対応等について、一定の疑義がある旨の指摘を受け、その詳細について監査法人アリアよりその具体的内容についてヒアリングを行いました（以下「本件疑義」といいます。）。これを受けて当社は、本件疑義に係る事実関係の解明等を調査目的とした調査委員会を設置することといたしました。

調査委員会による事実関係の調査等、これを踏まえた当社による決算数値の確定作業を含む決算関連手続等に相当の時間を要することが見込まれており、また、監査法人によるレビュー手続にも相当の時間を要する見込みであります。

以上のことから、調査委員会による調査手続とそれに要する時間軸を勘案しますと、法令に定める半期報告書の提出期限である2026年11月16日までに監査法人アリアによる監査・期中レビュー等を終えたうえで第99期（2027年３月期）半期報告書を提出することができないと判断し、提出期限の延長に係る承認申請を行うことといたしました。

５．今後の見通し

今回の半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

このたびは、株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以　上